

# 報道資料

令和2年7月10日  
消費・生活安全課  
食品安全推進係  
担当：松村、倉井  
内線：3182  
ダイヤル：27-8681

## 食中毒事件の発生について

令和2年7月7日（火）14時頃、郡山保健所から「橿原市内の菓子店で購入した菓子を喫食した複数のグループから食中毒様症状を呈している」旨の連絡が中和保健所にありました。また、同日、三重県から「7月6日（月）に同一営業者施設で購入した菓子を喫食した4家族12名中2家族5名が嘔吐、下痢等の食中毒様症状を呈している」旨の連絡が奈良県にありました。

中和保健所が調査したところ、7月6日（月）に当該業者が製造した菓子を喫食した6グループ16名が嘔吐、下痢等の症状を呈し、うち11名が医療機関を受診していることが判明しました。

調査の結果、有症者の共通食は当該業者が製造した菓子のみであること、有症者の症状が類似していること、有症者を診察した医師から食中毒の届出があったことから、同保健所は当該業者が製造した菓子を原因とする食中毒と断定し、本日から2日間の営業停止を命じました。

なお、重症者はおらず、全員快方へ向かっています。

発生日時	令和2年7月6日（月） 午後10時（初発）～
有症者関係	有症者数：16名 男性：9名（16歳～68歳） 女性：7名（4歳～76歳） 受診者数：11名
主症状	有症者（16名）の状況 下痢：13名（4～10回以上） 嘔吐：12名（1～10回以上） 吐き気：11名 腹痛：6名 ※ 症状の重複を含む
原因施設	所在地： 名称： 営業者： 業種： （報道資料提供後、一定期間が経過していますので、施設情報は削除しています。）
原因食品	7月6日（月）に製造された菓子
病因物質	調査中
検査状況	有症者のふん便：10名（調査中） 残食：4検体（調査中）
措置等	行政処分：7月10日（金）から11日（土）まで2日間の営業停止 なお、7月8日（水）から営業を自粛しています 指導事項：施設の洗浄・消毒、従事者の衛生管理の徹底、従事者に対する衛生教育

メニュー	串団子（きな粉）
------	----------

◎有症者の発生状況

年齢	～9歳	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	合計
男性	0(0)	1(1)	2(2)	0(0)	3(2)	2(2)	1(0)	0(0)	9(7)
女性	1(1)	2(1)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(1)	7(4)
計	1(1)	3(2)	4(3)	0(0)	3(2)	2(2)	2(0)	1(1)	16(11)

( ) 受診者 再掲

住所別

河合町： 5名  
 三宅町： 1名  
 橿原市： 2名  
 兵庫県： 3名  
 三重県： 5名

参 考

食中毒発生状況（奈良市を含む）			
本年度（本件を含む）	件数：	2件	有症者数： 22名
昨年度同時期	件数：	1件	有症者数： 8名
昨 年 度	件数：	7件	有症者数： 69名